

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（案）に対する意見の募集結果について

1 意見募集期間  
 令和 5 年 11 月 22 日（水）から令和 5 年 12 月 21 日（木）まで

2 意見の提出状況  
 提出人数 5 名、提出件数 18 件

○意見を提出いただいた方の内訳

(1) 提出方法

方 法	人 数
電子メール	5
計	5

(2) 居住地

市 町 村	人 数
名古屋市	2
一宮市	2
蟹江町	1
計	5

(3) 年齢

年 齢	人 数
30 歳代	1
50 歳代	1
60 歳代	2
70 歳代	1
計	5

(4) 職業

職 業	人 数
会 社 員	3
N P O	1
無 職	1
計	5

○他県における意見提出状況（参考）

岐阜県：1 名（5 件）、三重県：23 名（43 件）

※岐阜県及び三重県に提出された意見内容は、参考資料のとおり。

### 3 意見内容と県の考え方（案）

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方(案)
1	第1章、第2章	<p>伊勢湾流域圏は長野県まで含む 4 県にまたがる流域圏であります、今回計画で長野県を除く 3 県での計画策定となりましたことについては早期の取組着手が重要であり、理解します。今後の展開として将来的に長野県とも協働できれば良いかと。</p> <p>そういった意味で、本来の意味での「伊勢湾流域圏」と今回計画策定対象とする「伊勢湾流域」について、第 1 章(あるいは第 2 章)で明確にしておいた方が良いかと思えます。具体的には P5 図 1-1、あるいは P7 図 2-1 に表を付け加える形で、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、各県の伊勢湾流域面積(出来れば流域人口も)と合計を記載し、この内本計画の対象を網掛けするような表を添付いただけないでしょうか? P7 に記載されている流域面積 18,135km<sup>2</sup>、P9 に記載されている流域総人口 1,100 万人が長野県も含めたものなのかどうかもわかりづらくなっています。</p> <p>さらに言うと、三河湾は伊勢湾の一部だと理解していますが、これを全く別の海域だと認識している方々も多く、やはり P5 図 1-1、あるいは P7 図 2-1 において伊勢湾面積 2,300 km<sup>2</sup>(P8 記載数字)、内三河湾面積○○のような表があればと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2章 P6 の図 2-1 に伊勢湾流域圏の流域面積等の表を、P4 の図 1-1 に伊勢湾の海域面積に関する説明を追加しました。</p>
2	第2章	<p>ここでは伊勢湾流域圏の現状が、自然ごみ・プラスチックごみについて述べられていますが、ほぼ回収不能なマイクロプラスチックの問題が触れていません。徐放性肥料カプセルや人工芝等々の問題が深刻化している現状について記載しておく必要があるのではないかと思います。だから発生源対策を進める必要性があると示すために。(P29 で国の動向待ちとはありますが、現状として伝えるべきかと)</p>	<p>マイクロプラスチック問題の概況については、P1 において記載しておりますが、ご意見を踏まえ、P12 に漂着ごみ中のマイクロプラスチックの現状に関する記載を追加しました。</p>
3	第2章	<p>P23 において、「22 世紀奈佐の浜プロジェクト」の記載があるが、可能であれば、同プロジェクトの概要も示してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P23 に同プロジェクトとの連携・協力の取組事例の写真を追加しました。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方(案)
4	第3章、第4章	<p>広域での取組みを展開していくためには、行政・研究者・NPO・企業など様々なセクターがそれぞれの役割を担っていくことが重要であり、本編でもそのように表現されていますが、もう少し具体的に示された方が良いかという印象を持ちました(やや一般論的過ぎるかな)。</p> <p>P27「発生抑制対策」では、環境学習等啓発的な施策の記載となっていますが、マイクロプラスチックの深刻な状況を踏まえれば、この分野ではそれこそ企業や農協・漁協、流通分野でのセクターの取組が重要となってくるはずであり、この点を強調されたら如何でしょうか？</p>	<p>計画(案)P27に記載した基本方針に基づく対策は、P29以降の第4章に記載しており、海洋ごみの効果的な発生抑制のためには、「1. 広域的な普及啓発の実施」とともに、実態把握調査の結果を踏まえ、プラスチック類等の特定のごみや素材・製品を対象として、関係事業者等の積極的な取組の実施を促すことが必要と考えています。</p> <p>このため、P30において「2. 特定のごみ等を対象とした流域圏での対策」を位置付けるとともに、P32においても、農林水産業をはじめとする事業者等の役割にプラスチック製品等の発生抑制対策の推進を位置付けております。</p>
5	第3章、第4章	<p>P28「多様な主体間の連携の確保」におきましては、多様な主体、その通りなのですが、海岸漂着ごみ問題や発生抑制対策推進においては、とりわけNPOの役割が極めて重要となっており、例えば各地域での清掃活動の展開、全国的にこれら問題に取り組んでいるJEANや全国川ごみネットワークなどは国・政府にもロビー活動まで展開しているのが現状であり、この点も踏み込んでもらえればより具体的になります。</p>	<p>ご意見のとおり、海洋ごみの問題に関しては、NPOを始めとする民間団体の役割が重要であり、地域の各主体の連携、共同のつなぎ手としても重要な役割を担うことが期待されます。このため、P32「3. その他主体の役割」に民間団体の果たす役割の重要性と期待される役割についての記載を追加しました。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方(案)
6	全般	<p>どちらも海域などに大きな影響を与える流木等自然物とプラスチックごみなのですが、これらの対策は異なる性格のものとして扱うべきかと考えています。自然物は伊勢湾流域圏内の「流域管理」に関わるものであり、物質循環として捉え必ずしもゼロにするものではない、ゼロには出来ないものです。人間にとって都合の良い流出を望んでいるのは、ある意味わがままでしょうか。私たちは健全な流域管理を目指すことで少しでも健全な伊勢湾が取戻せると認識すべきでしょう。森林管理、河川管理も含めて長期目標にせざるを得ないものと認識します。</p> <p>片やプラスチックごみについては、マイクロプラスチックの問題も含めてかなり短期に解決しなければならないものであり、目標は絶対ゼロとすべきなのですがこれからの流出を防ぐことしか出来ない悲惨な現状と認識します。</p> <p>以上の認識を基に、今回の広域計画をその入口にしたいと考えており、この策定に関わられた方々に深く感謝申し上げます。</p>	<p>ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>
7	第4章	<p>河川での、山間からの流木や灌木の流出調査をお願いしたいです。</p>	<p>計画(案)P29 等に記載のとおり、三県で連携した調査・研究により、海洋ごみの発生源等に関する実態把握に努めることとしており、ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>
8	第4章	<p>山間部、河川部、海洋の漂着ゴミ・物に関する意見交換の場や共同フォーラムの場を設けていただけよう希望します。</p>	<p>計画(案)P29,30 に記載のとおり、三県の県民を対象とした交流会の開催などの広域的な普及啓発の実施により、伊勢湾流域の内陸地域から沿岸地域までの各主体が一体となって海洋ごみ対策に取り組む意識の醸成を図ることとしており、ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方(案)
9	全般	<p>藤前干潟や新川右岸側の清掃活動しておりますが、近年、特に感じるのが新川右岸の河口部から 1km 辺りでは大勢の釣り人が来ます。釣り人らの置き土産：釣り糸や針が、新川右岸堤防の小段に多く残されています。ラムサール条約登録湿地の「藤前干潟」…特別鳥獣保護区エリアでは、釣りを遠慮してもらいたいと思います。</p> <p>→愛知県として釣り禁止の方向にしていきたい。</p>	<p>ご意見については、関係機関等と情報共有させていただきます。</p>
10	全般	<p>水田の肥料と使用されている徐放性肥料(愛知県商品名:ひとまきくん)を水田 1 反(1000 m<sup>2</sup>)当たり 60 kg 散布いたします。その内 15%が殻(PE 製)となりマイクロプラスチックとして藤前干潟、庄内川、新川に大量に流れ着いています。農家の労働を低減するのに有効な肥料ですが、間違いなく川や海を汚染しています。藤前海岸にて令和 4 年 11 月 14 日に実施した調査結果は、名古屋環境科学調査センターだより Vol.42 2022.10 発行『しらべるマイクロプラスチック』で報告されています。愛知県として徐放性肥料の代替品を一日も早い開発を望みます。</p>	<p>計画(案)P1 に記載のとおり、マイクロプラスチックには、緩効性肥料の被覆殻粒子が含まれることは認識しております。この問題に関して、肥料の製造事業者や流通事業者が、2022 年に被膜殻の流出防止に向けた具体的な取組方針を示しており、代替技術の開発と普及によるプラスチック被膜に頼らない農業の実現を含む取組を進めることとしています。また、国(農林水産省)においても、生産現場における被膜殻の流出防止対策を重要な取組の一つと考え、被膜殻流出防止技術、被覆肥料の代替技術等の調査を行うための予算措置を行っているところです。</p> <p>このような動向等を踏まえた上で、ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方(案)
11	全般	<p>ゴミを河川や海洋に放出する人が誰なのかを調べる必要があると考えます。</p> <p>発生原因を除かないと際限がないためです。</p> <p>ゴミ排出現場を特定し、取り締まり・罰則・犯人の公表・犯人への教育・を行うようにしてください。</p>	<p>ご意見のとおり、海洋ごみの発生抑制を図るためには、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄・ポイ捨ての防止を図ることが重要です。ごみ等の不法投棄・ポイ捨てについては廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、各地域において関係機関がそれぞれの権限に基づき、監視・指導を行っています。</p> <p>また、法に規制された行為に反した場合は、取締機関による捜査の対象になります。</p>
12	全般	<p>海洋ごみ対策に対して、ゴミが0(ゼロ)になるまで、(何十年でも)活動を継続していただきたい。</p>	<p>ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>
13	全般	<p>当然のことながら、ゴミを出す環境があるワケで、ゴミが発生しないような仕組みを早期に確立していただきたい。</p>	
14	全般	<p>ボランティア活動で海・川の清掃活動を行っていますが、市民・企業の力を、もっと活用する方法を提案したい。特に、地元の川は地元の力でキレイにしたい。</p>	
15	全般	<p>ペットボトルにもデポジット制度を導入し、ポイ捨てを防止できないでしょうか。レジ袋有料化のように、根本的に販売方法の見直しを行う必要があると思います。</p>	

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方(案)
16	全般	三県が協力して実施している点は評価できますが、木曾川水系等を考慮すると、流木等の対策としては、長野県にも協力を求めるべきではないでしょうか。	本計画は、従来から伊勢湾総合対策協議会海岸漂着物検討会として、連携・協力してきた三県により策定するものですが、伊勢湾に流入する河川の集水域には、長野県も含まれているため、同県との連携は今後の検討課題と考えております。
17	全般	漁業および農業から排出されるゴミは、排出する側での責任と対策実施を明確にすべきだと思います。	廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務を有することとされています。また、海岸漂着物処理推進法では、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めることとされています。ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
18	全般	精神論だけでは解決しないと思いますが、幼稚園～小学校等でも、地球環境に関する現状と対策に対する教育を行えば、数十年後に効果がでるかもしれません。	計画(案)P29 に記載のとおり、本計画では、環境学習等を通じて伊勢湾流域圏の海洋ごみの現状を広く関係者に情報発信することで、海洋ごみ問題に関する意識の醸成を図るとともに、清掃活動等の具体的な活動への参加を促すこととしています。

## 他県に提出された意見内容

資料 1 - 2 参考資料

### 1 岐阜県

番号	頁等	意見内容
1	4	今も鮮明に思い起こされますが、昨年5月14日に津市の海岸で行われたウミガメの産卵場所の確保目的で行われた流木等の撤去作業に参加しました。長靴を携え片道2時間半行程での参加でしたが、参加者が500人余、何トンあるかもしれない回収流木の山・数百にもなる灌木のごみ袋などに驚きました。それ以上に感心したのは主催者側の行き届いた段取りと確固たるリーダーシップの素晴らしさでした。この規模・この内容での活動を羨ましく思いました。これらのごみの相当部分は、その前年の8月14日に木曾川上流部の長野県での山塊崩落によるものということが、当該の3森林組合へのヒヤリングや中流域で活動する者の結論です。伊勢湾を囲む3県が連携して海洋ごみ対策に乗り出されたことは、大いに歓迎しますが、流入する関係地域としては長野県の協力が是非とも必要ですから一緒にでの行動を期待します。
2	21～22	2.プラごみゼロ・・・として年2回一斉清掃及び啓発活動・・・とあるがそのことを聞いたことはない。
3	21～22	3.清流の国ぎふ環境税は既存の団体で承認した活動に対して助成されているが、次の4に書かれている「清掃活動のウェブページに掲載される事業」も対象とするよう検討されたい。このことはP30に書かれている「民間団体等が多様な主体と連携して取り組む清掃活動・・・」のすそ野を増やすことや内容の濃い活動を醸成していくことに繋がると考えます。
4	21～22	10.岐阜県の場合、啓発活動の手段が大変脆弱に思われます。県のウェブサイトに乗せたからそれでOKでなく、三重県の普及啓発事業に掲げてあるように、あらゆる媒体を利用し多くの県民が目にする機会を増やす努力をお願いしたい。新聞に「岐阜県のページ欄」を月1回程開設し啓発に尽力していただきたい。今の新聞では「〇〇が行われました」との記事しかない開設し啓発に尽力していただきたい。今の新聞では「〇〇が行われました」との記事しかないことが多い。結果報告ではなく「〇〇しますからご協力ください、募集します」の記事が欲しい。又、今話題の「コクチバス」対策での活用などはうってつけの手段と思います。トヨタ自動車主催の「藤前干潟の清掃」の新聞募集記事は参加希望が多すぎて抽選でした。
5	30	ここで特定ごみとして取り上げられているのは流木などの重量的に目立つもの、日常的に或いは増水時多量の流入が想定されるペットボトル類などですが、もう一つシーズン的に見逃せないのが、コメの生産に付随して発生する被覆肥料のプラスチック殻です。今や農家はコメの生産に当たり肥料の散布は手間が一度しかかからない「一発基肥」をなど多種の肥料は成分が溶出した後の被覆殻が水路、河川を経て海へ流入します。残念ながら、これら被覆殻は微小であるがため流出後の回収は困難です。多くの生物に沢山の悪影響を与える事態が放置されることを見逃すことは許せません。仕様変更の技術的開発や 防護策の啓発活動にも目を向け率先して取り組んで欲しいと思います。

### 2 三重県

番号	頁等	意見内容
1	マイクロプラスチック	環境学習に参加された方々は、日常生活の中から流れ出ているマイクロプラスチックについて殆ど知りません。そこで、流域下水道等の浄化センターに流入する繊維等のマイクロプラスチックの調査を行い生活から流れ出るマイクロプラスチックを見える化する。そして、マイクロプラスチック対策の啓発を積極的に行ってください。
2	流木等の取扱い	砂浜の良好な環境や生物多様性のある自然豊かな砂浜環境を維持していく為に、必要な流木や海藻・海草は、ごみでなく資源であるという事を明記されたい。



番号	頁等	意見内容
3	流木等の 取扱い	漂着物下に多くの海浜性生物が生息しています。そこに重機がはいつて、漂着物が取り除かれると、その中や下の砂中にある生物もすべて除去されてしまうこととなります。生物研究者の意見にも耳を傾け、適切な漂着物の除去作業を行ってください。
4		漂着する自然漂着物を人工ゴミと同等に扱うのは、生物多様性を軽視していると思います。重機によって漂着物、漂着ゴミをすべて除去する手法は小さな生物にとっては危険な手法であります。生物多様性も考慮した計画をお願いします。
5		景観のきれいさを求めるだけの処理ではなく、自然環境保全再生の観点からの流木の処理方法を明記されたい。
6	第1章	ごみの意味が三重県と県民で違うので、計画の中で扱うごみの意味を明記されたい。
7	第4章 調査、発生抑制対策	今回の広域計画で各地域での漂着ゴミのデータ取り等どのように進めていくのか。データ取りが出来たとして発生源の抑制をどのように対策するのか。
8		市町村を超えて漂着した人工ゴミが、どこから流されてきたか分かるように写真を撮って連絡する窓口を設けてください。
9		ゴミの量や種類のわかる写真を送って、それぞれの海岸の漂着ゴミ状況がわかるシステムを構築してください。
10		定期的(最低でも年に一回)に報告会を開催してほしい。
11		廃棄物処理業者の指導・管理をよろしくお願いします。
12		台風や大雨等で漂着する人の手が加えられた大量の流木の発生源を使われている写真を基に明記されたい。
13		漂着した流木・灌木の樹種・樹種別の量・樹種別の大きさ・間伐材か否か等を継続して調査してください。
14		流木等の自然ごみも随分増えました。どこから流れてくるのか継続して調べてください。
15		流木の発生源又は可能性が高い場所に対して対策をしているのでしょうか。
16		現時点で、間伐材についてどのような話が進められていますか。
17	全般私の小さかったころ(45年前)は流木は気にならない数だったが、なぜ今多くなったのでしょうか。	
18	行政は、海岸が今どのような現状なのか定期的に見にきていますか。いつ、ゴミが多いとか把握できていますか。ゴミの種類は何があるのか理解していますか。	

番号	頁等	意見内容
19	第4章 調査、発生抑制対策	自然環境が豊かな海岸は重機一辺倒で回収するのはなく、自然に負荷の少ない方法を検討していただくとともに、自然物の自然環境における働きを最新の情報と共に啓発を積極的行う事を明記してください。
20		突堤が今のようなコンクリートではなかったころは、砂浜は今の倍の広さがあったと言われた。砂浜の減少は人工的なものでしょうか。
21		人工の海ゴミは、陸にゴミをしたのが、川から流れて海にいきます。各県、市区町村でゴミ拾い活動をするべきだと思います。また、定期的を開催すべきだと思います。
22		台風対策は、どのようなことをしていますか。
23		一度に大勢の人が清掃活動で砂浜に入るにより抱卵の放棄や卵の踏みつけ等、繁殖に悪影響があります。啓発や注意点を明記してください。
24		これだけたくさんのペットボトルやプラスチック製品を消費するようになったのは、「余裕がない」今の日本人のライフスタイル、働き方に原因があると思います。プラスチック製品、ファストファッションなどのあり方を見直すことが必要ではないでしょうか。
25		近隣の飲食店で、飲料水を給水できる仕組みを作ったりできれば、代表的な漂流ゴミであるペットボトルの使用量が減り、マイボトルの使用がもっと普及するのではと思います。行政ならではの大胆で革新的な政策の導入を期待しています。
26		環境フェア等の啓発活動にプラスチックを使う事が多いので、なるべく使わないようにすることを提案します。
27		食品トレーの破片が海岸に漂着するので、食品トレーの回収をスーパーで行うことをもっと拡散してほしい。
28		海洋汚染問題について、もっと多くの人、学校、行政、企業と一緒に考えたら、大きな取り組み、解決策、大きな意識の変化になると思います。
29		より多くの人に関心を持ち、考える事ができるような教育がとても大事なのではないかと感じています。子供たちにも知ってもらい、考えてもらうために、環境教育面でも広域で連携してはどうでしょうか。
30		学校の野外学習でもビーチクリーンを取り入れたら、今、起きている環境問題に体験しながら触れることができるので、自分にできる事を楽しく考えるいい機会になると思います。
31		地方自治体のゴミ袋を使用すると、一般ごみとの差別化ができないので、三重県全体の清掃用のゴミ袋をつくるなどして、そのゴミ袋を清掃活動している団体に配布してほしい。
32	清掃によるゴミ出しの場所をつくってほしい。	

番号	頁等	意見内容	
33	第4章 調査、発生抑制対策	砂浜に漂着している流木、農業資材、ポイ捨てされたビン、カン、ペットボトル、生活資材、漁具などの多さにビックリしました。是非この計画を推進してください。	
34		三県の活動に一体感を持たせるため、各県の事業や印刷物、ホームページの目立つ場所に「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」の統一マークを使用してはどうか。ホームページの分かりやすい場所に、流域圏内の「清掃活動等一覧表」を掲載してはどうか。	
35		皆の意識を上げるために行政（県・市町村）の職員全体でゴミを拾い、ポイ捨てをしない体制が急務です。そのことからまずは実行し、できれば全体でゴミ拾い行動をすれば、県民の意識もたかまるのではないのでしょうか。	
36		ごみを無くす行動が必要です。 ① ポイ捨て・不法投棄をさせない対策をする 罰則強化をしてPRし捨てさせないような周知 ② 台風等の風水害に備え、山では伐採物が流出しないように所有者に管理体制の強化、平地では強風で飛ばされ壊されないように看板・空き缶・ビニール物等所有者に管理体制の強化、 ③ ゴミを少なくする周知（3R等）徹底。ごみの影響意識を深める ④ ゴミ（空き缶空きボトル等）が道路にポイ捨てされたりすると車が跳ねたりして危険、人・車に傷を作る可能性の周知 ⑤ ゴミ拾いの周知・地域美化のため地区への意識強化と行動要請	
37		各個人にして行動したとしても限界があります。行政がもっと行動すればもっと浜はきれいになります。	
38		ごみ対策を計画するのはすばらしいことですが、偉い人が机上で決めないでほしいです。	
39		個人では片付ができなくなっていますが、年に何回か県の方から重機やトラックで片付に来ていただき、とても助かっています。	
40		三重県又は三県として、環境省の事業であるローカルブルーオーシャンビジョン推進事業に参画し、補助を受けながら発生抑制対策等に取り組むなどの構想の予定はありますか。	
41		第4章 多様な主体間の連携の確保	ボランティア団体としてどう動いてほしいのか明確になっていないので教えてほしい。
42			イメージ図では、「海岸漂着物対策検討会」で進捗管理を一手に担うこととしているが、知見を持つ民間団体等の関係者が蚊帳の外に置かれています。「広域活動民間団体等との連携」などを追記することを提案します。
43	第4章 進捗管理	具体的な目標値が設定されていません。対策の効果検証を行うための評価手法と目標値を本計画において明文化しなければ、PDCAすることが次第に目的化してしまいます。	